

平成 31 年 4 月 26 日

建設業者 様

上下水道局総務課長

那覇市上下水道局建設工事請負契約約款の一部改正について（通知）

平素は、那覇市上下水道事業にご理解ご協力いただきありがとうございます。下記のとおり、那覇市上下水道局建設工事請負契約約款を改正しましたので通知いたします。

記

1 今回の主な改正箇所及び概要

- (1) 契約締結後の「請負代金内訳書」において、法定福利費を明示する（第 3 条）
契約締結後、必要がある場合のみ、工事担当課から請負代金内訳書の提出を求めます。求められた場合は、速やかに工事担当課に提出してください。なお、今回の改正に伴い「請負代金内訳書」には、法定福利費を記述する欄があるため、該当工事で必要となる法定福利費を計算し、記入してください。
- (2) 前払金の特例措置について（第 36 条）
公共工事の前払金について、特例措置を令和 2 年 3 月 31 日まで延長します。
- (3) 仲裁合意書の様式の添付（第 53 条）
契約締結時に仲裁合意書の様式に記名・押印のうえ提出してください。

2 施行年月日 令和元年 5 月 1 日

3 適用時期 令和元年 5 月 1 日以降に締結する契約から適用

4 法定福利費の計算について

以下の国土交通省ホームページを参照してください。

○建設業における社保加入対策について

<http://www.mlit.go.jp/common/001199284.pdf>

○「法定福利費を内訳明示した見積書」について

<http://www.mlit.go.jp/common/001157839.pdf>

○標準約款の改正

<http://www.mlit.go.jp/common/001208407.pdf>

[問合せ先]

上下水道局 総務課 契約検査室

941-7809